平成２６年（再イ）第１８１号

札幌市北区北32条西３丁目２番７号　ノースシティー32―203号

再生債務者　福田　純人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１８７号

北海道石狩市花川南３条１丁目121番地

再生債務者　山谷　憲一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１９８号

札幌市中央区南11条西１丁目５番16―728号

再生債務者　溝淵　　信

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２０２号

北海道恵庭市美咲野１丁目５番２号

再生債務者　伊藤　恭二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２１０号

札幌市北区百合が原７丁目４番12―305号

再生債務者　近藤　浩之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第５号

北海道芦別市北６条西２丁目７番地の７

再生債務者　石川　　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日

札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２６年（再イ）第４０号

岐阜市西川手７丁目43番地２

再生債務者　林　　邦晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日　　岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第４号

兵庫県加西市馬渡谷町106番地の２

再生債務者　銅玄アツ子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日　　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（再イ）第２５号

岡山県倉敷市中島2361番地112　板谷貸家西２番

再生債務者　近藤　昭之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年１月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年１月15日　岡山地方裁判所倉敷支部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 45 号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成27年１月13日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 27 年１月 28 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1、承認番号　第H151号

2、名称　VEGA TECHNOLOGIES INC.

3、住所　Yang Wu District, Da Lang Town, Dong Guan City, Guang Dong Province, China

4、特定計量器の種類　抵抗体温計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 46 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年１月13日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 27 年１月 28 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1、承認番号　第D151号

2、名称　大和製衡株式会社

3、住所　兵庫県明石市茶園場町５番22号

4、特定計量器の種類　非自動はかり

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 27 年１月 28 日

独立行政法人国立文化財機構

東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
東京國博第39―２号	昭和39年１月29日	粟津慶二郎	平成26年12月17日	

日本私立学校振興・共済事業団共済掛金規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高等第四十六の一号）の一部変更について

（平成二十六年十二月十九日文部科学大臣認可二十文受文社高第二〇二七号）

日本私立学校振興・共済事業団共済掛金規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高等第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

第二十二条第二項中「第十一条の三の五第一項第三号」を「第十一条の三の五第一項第五号」に改める。

様式第二十号中「私立学校教職員共済法第30条（以下「共済法」という。）第３項及び」を「私立学校教職員共済法第30条第３項及び同法附則第35項並びに」に、「財産差押」を「財産差押え」に改め、「年14.6％」の次に「又は特例基準割合（※）に年7.3％の割合を加算した割合のいずれか低い割合」を加え、「（ただし、共済法附則第35項の規定に基づき、当分の間、各年の特例基準割合（※）が、年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合））の割合」を「又は特例基準割合に年１％の割合を加算した割合のいずれか低い割合）」に、「各年の特例基準割合とは、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第89号）第15条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４％の割合を加算した割合（0.1％未満の端数は切捨て）」を「特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第２項の規定により財務大臣が告示する割合に年１％の割合を加算した割合」に改める。

附　則

この変更は、平成二十七年一月一日から実施する。

平成二十七年一月二十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番二二号　　日本私立学校振興・共済事業団